令和3年度 第1回 香美市障害者自立支援協議会

令和3年11月

- 議案第1号 令和2年度の実績報告
- 議案第2号 地域活動支援センター「香美」からの報告
- 議案第3号 相談支援部会からの報告と本年度の取組み
- 議案第4号 第3次香美市障害者福祉計画の取り組み状況
- 議案第5号 第5期香美市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗
- 議案第6号 地域活動支援センター「香美」からの提案

香美市の目指す将来像と基本目標

◆基本目標1◆

お互いが認め合い、 支えあう地域社会 の実現をめざして

◆基本目標2◆

こどもの成長に応 じた支援の仕組み づくりをめざして

障害のある人もない人も 一人ひとりの人格と 個性を尊重し合う 共生のまち・香美市 の実現

◆基本目標4◆

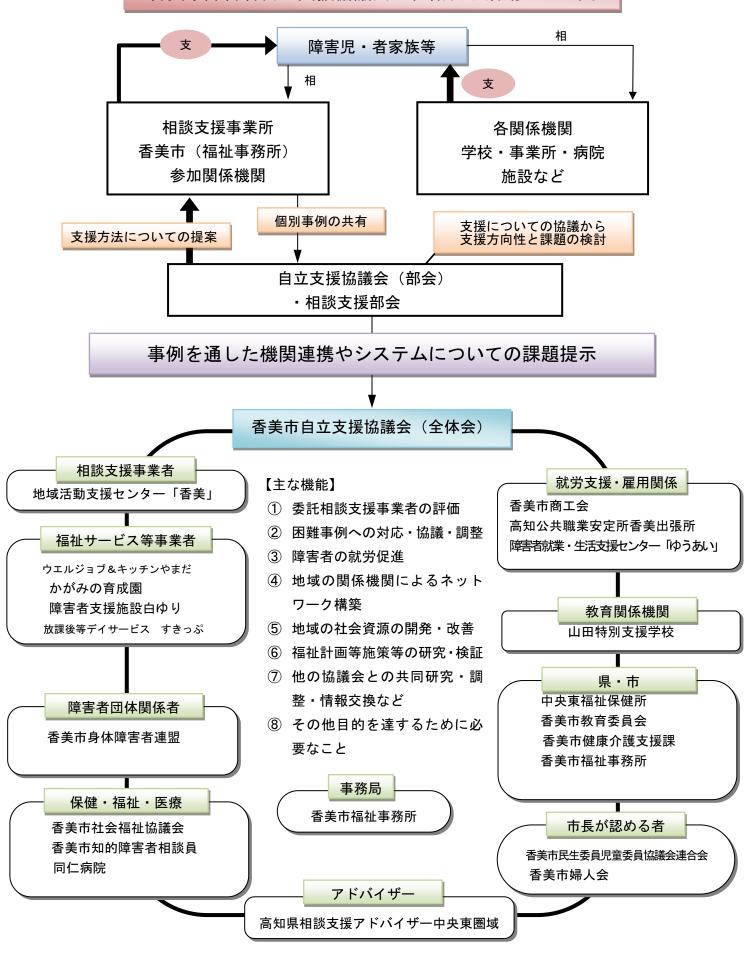
いきいきと 社会参加できる まちをめざして ◆基本目標3◆

生涯を支える健康 づくり・医療をめざ して

◆基本目標5◆

住み慣れた地域で 自立し、安心して 暮らせるまちをめ ざして

香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



議案第1号 令和2年度の実績報告

(1)計画相談支援

計画相談支援の導入実績は下表のとおり、介護予防サービス計画(ケアプラン)の利用者以外では、全ての方が導入しております。

表 1 - 1 計画相談支援導入状況

	支給決	定者数	計画相談支援			
	R2. 3. 31 時点	R3.3.31 時点	R2.3.31 時点	R2. 3. 31 時点		
障害者	213	214	203 (95.3%)	207 (96.7%)		
障害児	58	66	58 (100%)	66 (100%)		

[※]平成27年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須

令和3年4月1日時点における市内指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者は、下表の5事業所であり、相談支援事業所遊の特定相談支援事業の新規指定、特定相談支援事業所ウエルジョブ相談支援センターの障害児相談支援事業の追加指定がありました。

表 1 - 2 指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者

車光元々		事業所	松		
事業所名	障害者	障害児	地域移行	地域定着	指定年月日
地域活動支援センター「香美」	0	0	0	0	平成24年4月1日
指定特定相談支援事業所 白ゆり	0				平成26年4月1日
相談支援センター あななう	0	0			平成27年3月1日
特定相談支援事業所 ウエルジョブ相談支援センター	0	<u></u>			平成30年4月1日
相談支援事業所 遊	<u></u>				令和3年4月1日

市内指定特定相談支援事業所連絡会は、3回開催しました。

表 1-3 指定特定相談支援事業所連絡会開催状況

実施日	協議内容
令和2年7月20日	県地域福祉政策課より個別避難計画への協力依頼
	事例検討
令和2年10月19日	指定特定相談支援事業所白ゆりより開設する放課後等デイサービス事業所
	の案内とアンケートの実施
令和3年1月18日	介護保険サービスの説明と障害福祉サービスからの移行について説明
	次年度の障害福祉サービス等報酬改定の方向性について説明

(2) 手話奉仕員養成研修

令和2年度は、令和元年度同様、香南市と共同で、本研修修了者に対するフォローアップとして、 高知県聴覚障害者協会に講師の派遣を依頼し手話教室を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス 感染症の影響から実施を見送りました。

今年度は、前年度実施を見送った手話教室の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により現時点で実施は未定となっております。

(3) 香美市障害者虐待防止センターからの報告

令和2年度における障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応 状況等は、下表1-4のとおりです。

表1-4 障害者虐待等の通告、認定状況

種別	通告数	認定数
養護者による障害者虐待	3件	0件
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	2件	0件
使用者による障害者虐待	0件	0件
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない相談への対応	0件	0件
虐待等による死亡事例	0件	0件

令和2年度から、障害者等の虐待防止に係る協議会として、香美市障害者虐待防止等連絡協議会を 解散し、新しく香美市権利擁護連携協議会を設置しました。

令和2年10月12日に、第一回香美市障害者虐待防止等連絡協議会を開催し、本会設置の経緯と位置付けについて説明しました。また、障害児者とその家族に加えて、65歳以上の高齢者とその家族に係る虐待防止に向けての協議と成年後見制度の利用促進体制の整備について協議しました。

(4) 成年後見制度利用の促進について

地域包括支援センターと共同で、権利擁護事業支援学習会を企画し、成年後見人制度の理解と利用 促進に取り組んでいます。前年同様、学習会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の 影響から実施を見送りました。今年の予定は、現時点で実施は未定となっております。

議案第2号 地域活動支援センター「香美」からの報告

(1)令和2年度 相談支援事業報告

事業日的

障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供などの便宜を供与することや、サー ビス等利用計画作成及び権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者等が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業実績

表2-1 相談者数(宝人数)

<u> </u>									
	身体	重心	知的	精神	発達	高次機脳	その他	児童	合計
令和2年度	4	0	19	11	3	1	4	16	58
令和元年度	4	0	26	23	3	0	2	33	91
平成30年度	2	1	40	30	2	1	11	30	117

表2-2 支援方法(延べ件数)

<u> </u>	<u> </u>		112/						
	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
令和2年度	38	57	12	113	5	28	117	1	371
令和元年度	57	155	53	238	2	27	206	11	749
平成30年度	30	100	26	140	5	38	257	17	613

表2-3 相談内容(延べ件数)

	福祉サービス 利用	障害や病 気の理解	健康 医療	不安の 解消		家族·人間 関係	家計 経済	生活 技術	就労	社会参加・ 余暇	権利 養護	その他	ä†
令和2年度	76	8	33	16	7	3	4	81	39	14	4	12	297
令和元年度	219	3	40	7	12	2	6	260	169	11	1	27	757
平成30年度	214	3	60	21	7	36	16	96	179	10	9	19	670

現状報告

- 1 コロナ禍の影響により一般相談の人数の減少が見られている。相談支援の流れも、委託相談支援(一般相談) の利用でなく、関係機関からの紹介で、サービス利用のために特定相談(計画作成)を利用するケースが多く なってきている。
- 2 地域でのサービス提供事業所が少なく、本人のニーズに応じた選択肢がない。福祉サービスの利用について は、就労に関しての相談が多い。
- 3 児童の計画相談件数は依然増加傾向に他市町村や他県に比べても保育所等訪問支援事業の希望が多い。
- 4 コロナ禍において、この1年半位、ショートステイ利用が出来ていない。ご家族からの介護のしんどさや疲れてい るので助けてほしいといった悲痛な声が挙がっている。
- 5 対応困難なケース相談が増えてきている。生活場面をめぐる課題相談が多く、解決に向けて長い時間を必要と するケースや他機関との連携を強化し対応しなければならないケースが多い。(重度・高齢化、家族内人間関 係、生活困窮問題など)

課題

- 令和3年度 1 コロナ禍の影響により一般相談の人数の減少が見られている。家から出ない事を是とするその事で、個人や家 庭での問題をキャッチしづらく深層化しやすくなっている。電話等での相談受付をアピールしていく。
 - 2 本人ニーズに応じたサービス提供事業所が少ない。特に就労系の事業所への利用希望があるが、選択肢がな いためコーディネートできない状況。障害者の就労受け入れ事業所の開拓や就労支援事業所との連携がさら に求められている。地域での環境整備が課題。
 - 3 児童の計画相談が増えてきている。保護者がサービス利用に関して、制度や施策の情報を知らないケースが 多い。学校を含めた関係機関との情報共有をすると共に、情報提供の在り方を検討する必要がある。保育所等 訪問に関しては、受け入れ先の教育機関及び保護者とのサービス調整や情報共有のあり方を検討する必要あ n,
 - 4 短期入所の利用がコロナ禍の影響によりほぼ不可能な状況が継続しており、利用者や支える家族のレスパイト が図れず負担が増大している。早急に短期利用が出来る環境整備が必要。
 - 5 現在の県内サービス事業所では解決困難なケースの相談が増えており、県外の医療機関やそれに付随する 事業所との連携を視野に入れた相談支援を行う必要が出てきている。

(2) 令和2年度 地域活動支援センター事業報告

障害児者が生活をする地域で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うとともに、引きこもりの方や地域社会との繋がりがない方及びその家族が安心して利用できる居場所を提供することで、本人及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

表2-4 登録者実人数 (令和3年3月31日現在)

地域活動 支援事業

		内 訳							
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	計		
令和2年度	2	12	11	2	1	0	28		
令和元年度	0	11	11	3	1	0	26		
平成30年度	1	9	12	2	1	0	25		

表2-5 利用者数 年間 延べ人数

R2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	31	30	48	75	74	60	70	63	56	33	49	65	654
開所日	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243
1日平均	1.48	1.67	2.18	3.57	3.70	3.00	3.18	3.32	2.80	1.74	2.72	2.83	2.69
R1年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	69	86	89	103	65	67	71	57	66	58	70	52	853
開所日	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240
1日平均	3.45	4.53	4.45	4.68	3.10	3.53	3.38	2.85	3.30	3.05	3.89	2.48	3.55
H30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	97	123	94	93	81	64	91	84	83	72	77	78	1,037
開所日	20	21	21	20	21	18	22	21	19	19	19	20	241
1日平均	4.85	5.86	4.48	4.65	3.86	3.56	4.14	4.00	4.37	3.79	4.05	3.90	4.30

活動内容

創作活動:折り紙教室(休止)、カレンダーづくり、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道、マスクづくり 余暇活動:カラオケ(現在休止)、スポーツレクリエーション、ゲームレク、DVD鑑賞、ガーデニング等 クッキング:昼食づくり、おやつづくり

座 学:衛生管理(歯磨きやみだしなみ等)

行 事:スポーツ大会(休止)、スピリットアート、交流会(休止)

作 業:地ビールラベル貼り(年度末終了)

現状報告

- 1 令和2年度もコロナ禍で昨年同様、マスク着用、手洗いうがいの強化、三密を避けてソーシャルディスタンスの確保を徹底した。ハード面では、アクリル板の設置、換気、室内の消毒を行った。地域での感染者が増えてきたため、地域活動支援センターを閉所したり、一定期間飲食を中止して感染防止に対応した。
- 2 地ビールラベル貼りは、作業が出来る方が事業所に繋がっため、令和2年度末をもって終了した。現在、誰でもできるノルマのない生産活動を探している。
- 3 ランチ会等、飲食を伴う行事がほとんど中止になった。
- 4 高齢で単身生活をしている方には、本人同意のもと病院に体温・血圧状況を連絡し、本人の健康管理の連携を行った。
- 5 通所事業所への移行を相談事業所と連携して行った。

令和3年度 課題

- 1 コロナ禍で地域活動支援センターが休業になると、活動先がなく引きこもってしまうケース、また、単身生活者で健康面に不安なケースもいる。対策を講じた上で利用者受け入れができないか検討する必要がある。
- 2 気軽に立ち寄り世間話が出来る場所、相談事を聞いてもらえる居場所、仲間がいる場所。それぞれ利用する方によってニーズは違うため、一律ではなくその人それぞれに合った居場所作り
- 3 センターの立地場所が、中心部より離れているため、徒歩での来所が困難な方が多い。 市役所とセンター間の送迎を開始したが、1名の方が数回利用したのみ。現在、利用なし。
- 4 就労活動に向けて意欲を高めるため、工賃支払いが出来る生産活動の準備を行う。(R3年8月現在、 適正な作業が見つかっていない)

議案第3号 相談支援部会からの報告と本年度の取組み

1 構成

高知県中央東福祉保健所、同仁病院、香美市社会福祉協議会、香美市健康介護支援課、香美市福祉事務所、地域活動支援センター「香美」

2 目的

支援の連携を円滑に進めるために、参加各機関が知恵を出し合う。 各関係機関の情報共有と事例検討を行い、それを蓄積し、地域課題の抽出を行う。

3 令和2年度の取り組み

地域課題を中心に成果を意識した協議を実施した。9月以降は2ヶ月に1回の開催とし、必要があれば臨時会を開催することとした。

表 3 - 1 相談支援部会開催結果 (R2.4~R3.3)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
中止	中止	0	0	0		0			0		中土

4 相談支援部会の実施結果

- (1) 香美市移動支援事業の手引き及び実施要綱の見直しを行い、翌年度以降の利用者の増加を目標とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応やワクチン接種の実施状況についての情報共有を行う。
- (3) 相談支援部会の協議事項について検討した。結果、事例検討については、本人同意が取れた ケースに限り、各機関から情報共有を行い検討することとなった(令和3年3月は、新型コ ロナウイルス感染症のため中止となったため、令和3年4月相談支援部会で協議)。

5 令和3年度の取り組み(案)

今年度のテーマとして、「発達障害児の通所サービスに関する課題」と「医療的ケア児への支援体制」について協議する専門部会「子ども支援部会」を再開し、教育、障害福祉等の関係機関と連携を図る。

議案第4号 第3次香美市障害者福祉計画の取り組み状況について

(1) 香美市障害者計画(H30-R5)施策体系

下表 4 - 2 に示す 5 目標 14 部門 32 施策 (総称) 69 施策 (具体) で構成されており、令和 2 年度の実施結果の詳細は、別添「第 3 次香美市障害者福祉計画施策評価シート」のとおり。

計画全体での自己評価の結果は、表 4-1 のとおりで、全 75 の取り組みのうち、「十分達成」「概 ね達成」が約 76%(前年度 85%)となっています。新規追加事業は、ありません。

令和元年度と比較して実績評価が上がった事業は2件、下がった事業は14件でした。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、関係機関と連携して実施する事業や例年行われているイベント等の開催が中止となり「不十分」や「未実施」となっております。

表 4-1 第3次香美市障害者福祉計画の令和2年度取組み結果自己評価

				• 1- 11- 1 12-			
目標	部門	十分達成	概ね達成	不十分	未実施	事業完了	事業廃止
1	1	0	5	0	2	0	0
	2	0	1	1	1	0	0
2	1	0	5	0	0	0	0
	2	5	3	1	1	0	0
3	1	0	3	0	3	0	0
	2	0	4	0	0	0	0
4	1	0	9	1	1	0	0
	2	0	2	0	1	0	0
5	1	1	3	0	0	0	0
	2	0	3	0	0	0	0
	3	0	4	0	1	0	0
	4	0	2	0	0	0	0
	5	0	3	0	2	0	0
	6	1	3	1	2	0	0
Ħ	+	7	50	4	14	0	0

表 4 - 2 香美市障害者計画 (H30-R5) 施策体系

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>
		(1)啓発活動の推進	① 意識啓発の推進
めい、文えめつ地 域社会の実現を	理解や配慮の促 進		② 人権啓発の推進
めざして	2	(2)福祉教育・人権教育の推進	① 学校教育における福祉教育の充実
			② 人権教育の推進
			③ 地域における福祉教育の充実
			④ 市職員の福祉に対する意識の高揚
	2 障害のある方	(1)権利擁護制度の利用促進	① 権利擁護制度の周知
	の尊厳の保持	(2)障害を理由とする差別解消の推進	① 障害者差別解消法の推進
		(3)虐待の早期発見・防止対策の推進	① 障害者虐待防止の推進
2 こどもの成長	1 障害の早期 発見・早期療育	(1)障害の早期発見・相談支援の充実	① 子育て世代包括支援センター
に応じた支援の 仕組みづくりをめ			② 訪問・相談支援
ざして			③ 乳幼児健康診査
			④ のびのび相談室
		(2)早期療育の支援	① 早期療育の充実
	2 年齢や障害 特性に応じた保	(1)障害のある児童への保育と特別支 援教育の充実	① 保育環境の充実
	育・教育の充実	接教育の元美	② 保育職員の資質向上
	と支援が継続す		③ 特別支援保育コーディネーターの配置
	る体制づくり		④ 教育環境の充実
			⑤ 学校教職員の資質向上
			⑥ 家庭との連携強化
		(2)支援が継続する体制づくり	① 関係機関との連携による一貫性の確保
			② 香美市教育支援ファイルの作成
			③ 庁内連携の体制整備
		(3)医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援	① 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の整備
3 生涯を支える 健康づくり・医療		(1)健康づくり事業の推進	① 健康相談事業
をめざして	推進		② こころの健康づくり
		(2)スポーツ・レクリエーションの振興	① スポーツ・レクリエーションの普及
		(3)保健·医療活動の推進	① 医療体制の充実
			② 難病の方への支援
	2 医療・障害の 軽減への支援	(1)経済的負担の軽減	① 自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)の給付
	TIIO W/人 1及	(-) - - - - - - - - -	② 福祉医療の給付
		(2)福祉用具の普及促進と利用支援	① 日常生活用具の給付
			② 補装具の給付

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>
4 いきいきと社		(1)日中活動や芸術・文化・余暇活動	① 活動・発表の場の確保
会参加できるま ちをめざして	促進	の充実	② 余暇活動への支援
300000			③ 地域活動支援センター事業の実施・充実
			④ 居場所づくりの支援
		(2)移動手段の確保と参加機会の拡充	① 移動の支援
			② 自動車運転免許取得・改造費への助成
			③ 福祉タクシー利用券の交付
			④ 選挙における投票者への配慮
			⑤ 公共交通機関の運賃割引制度等の周知
		(3)障害者団体の活動支援	① 障害者団体や自主グループ等の活動支援
	2 就労支援の	(1)一般就労の拡大	① 障害者雇用の促進
	充実	(2)雇用・就労の支援	① 関係機関との連携による就労支援
			② 物品等の優先調達の推進
		(1)相談支援体制の充実	① 障害者相談支援事業の充実
爽で目立し(安 心して暮らせるま	談支援体制の充 実		② 身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備
ちをめざして			③ ケアマネジメント※体制の充実
		(2)障害者自立支援協議会の体制強化	① 香美市障害者自立支援協議会の運営
	2 情報提供体制 やコミュニケーション	(1)情報提供の充実	① 障害に応じた情報提供の充実
	支援の充実	(2)コミュニケーション支援	① コミュニケーション支援体制の整備
	3 生活支援の	(1)障害福祉サービスの充実	① 障害福祉サービスの充実
	充実		② 苦情解決体制の推進
		(2)年金や各種手当等経済的制度の	① 年金制度・各種手当制度等の周知
		周知	② 税制度等の周知
	4 住民参加の	(1)地域での支えあいの仕組みづくりとボ	① ボランティアの育成
	促進	ランティア活動の推進	② ボランティア、NPO等の活動支援
	5 住みよさを支	(1)住居の改善	① 住宅改修・住宅改造の推進
	える快適な環境 の整備		② 公営住宅のバリアフリー化
		(2)建築物・道路等のバリアフリー化の推	① 公共施設の整備
		進 	② 道路等のバリアフリー化の推進
		(1)防災対策の推進	① 家具転倒防止対策の推進
	環境の整備		② 災害時の要配慮者対策の推進
			③ 福祉避難所の指定・確保
		(2)消防・救急体制の充実	① 新たな通報システムの整備(Net119 の導入)
		(3)防犯・交通安全対策の推進	① 防犯知識の普及等
			② 交通安全教育の充実
			③「心のバリアフリー」の普及

議案第5号 第5期香美市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗

1 令和2年度末の達成状況と今後の方針

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

新たに施設へ入所された方は居らず、利用者のうち3名が死亡及び介護保険への移行で減少となり、目標値は下回りました。

引き続き、地域移行支援、訪問系、通所系サービス及び地域生活支援事業を活用しながら、地域生活移行に向けて支援していく予定です。

表5-1 福祉施設の入所者の地域生活移行状況

項目	数值等		達成状況	
(人)	(目標値、設定値)	H30 末	R 1末	R 2
H28 年度末時点の施設入所者数	47 人			
H29 年度末時点の施設入所者数	46 人			
地域生活移行者数	1人	1人*1	1人	0人
新たな施設入所支援利用者数	1人	2人	3人	0人
R2年度末の入所者数	46 人	47 人	48 人*2	45 人
施設入所者数の削減見込み	1人			

^{*1} 援護市町村は、他市町村(居住地特例による)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標としては、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置となっていますが、令和2年度 末時点では、未達成の状況です。

引き続き、地域定着支援や自立生活援助といった障害福祉サービスの充実へ取り組みます。具体的な協議が開始できるようになれば、専門部会を設置するなどし、対象者数の調査や地域アセスメント(地域の資源など現状把握)、地域ビション(地域のあるべき姿)の設定を協議していきます。

^{*2} 死亡による減少1名

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目標としては、近隣自治体と共同で1ヶ所の整備することとなっていますが、令和2年度末も未達成の状況です。

今後の方針としては、精神病床における入院患者の地域移行を中心に上記(2)「精神障害にも 対応した地域包括ケアシステムの構築」と併せて相談支援部会で検討していきます。

成年後見人制度の利用促進については、令和2年8月1日に香美市権利擁護連携協議会を設置 し、今後の体制整備を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標である年間の一般就労移行者数2名が達成できました。就労移行支援事業利用者数も、目標値を上回っています。

今後も引き続き、就労系サービスを利用して、一般就労に向けて、支援していきます。

表5-2 一般就労に向けての取組み状況

項目	数值等		達成状況	
以 日	(目標値、設定値)	H30	R 1	R 2
平成 28 年度の年間一般就労移行者数	2人			
令和2年度の年間一般就労移行者数	2人	0人	2人	2人
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	1人			
令和2年度末の就労移行支援事業利用者数	1人	7人	7人	3人

(5) 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備等

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少していましたが、令和2年度には見込値を大きく上回っています。また。児童発達支援センター及び重症心身障害児を支援する児童通所支援事業所についても、既に中央東圏域に整備されており、国の定める目標は達成している状況です。

医療的ケア児の支援体制の整備については、引き続き対象児童の数や状態等の把握に努めると 共に、国、県の動向について情報収集します。

① 障害福祉サービスの利用者数

					月障害福祉	計画	第5其	那障害福祉	計画
No.	サービス名	ì	———— 单位	平成	平成.	平成	平成	令和	令和
110.				27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	1年度	2年度
1	居宅介護 重度訪問介護	時間	見込値	508	503	503	403	413	423
2	主反初向九設 同行援護	/月	実績値	445	357	317	329	435	433
3	行動援護	人	見込値	43	42	42	29	30	31
5	重度障害者等 包括支援	/月	実績値	39	36	29	25	23	21
		人日	見込値	119	120	120	94	104	114
6	短期入所	/月	実績値	84	96	84	67	15	33
	(ショートステイ)	人	見込値	20	21	22	15	16	17
		/月	実績値	14	19	14	12	4	7
7	広美人 群	1 / 0	見込値	9	9	9	9	9	9
7	療養介護	人/月	実績値	9	9	9	9	9	10
		人日	見込値	1,751	1,791	1,825	1,822	1,845	1,891
8	生活介護	/月	実績値	1,744	1,662	1,700	1,727	1,823	1914
0	土石기丧	人	見込値	87	89	91	86	87	89
		/月	実績値	87	82	85	87	89	90
9	施設入所支援	人	見込値	50	50	50	45	46	46
9	加 政人別又按	/月	実績値	47	48	47	47	49	45
		人日	見込値	22	0	0	23	23	23
10	自立訓練	/月	実績値	16	46	46	17	0	0
10	(機能訓練)	人	見込値	1	0	0	1	1	1
		/月	実績値	1	2	2	1	0	0
		人日	見込値	34	11	23	198	197	155
11	自立訓練	/月	実績値	83	92	89	146	162	275
'''	(生活訓練)	人	見込値	2	1	1	9	9	7
		/月	実績値	9	7	4	7	10	14
		人日	見込値	23	21	3	21	21	21
12	就労移行支援	/月	実績値	23	23	20	57	87	55
12		人	見込値	1	1	1	1	1	1
		/月	実績値	1	1	1	3	6	3
	11. W And At -1 1-	人目	見込値	449	451	453	428	428	434
13	就労継続支援	/月	実績値	552	564	428	383	417	426
	(A型=雇用型)	人	見込値	21	21	21	23	23	23
		/月	実績値	28	29	23	20	20	20
	就労継続支援	人目	見込値	769	761	761	597	620	640
14	(B型=非雇用	/月	実績値	745	790	562	614	612	714
	型)	人	見込値	42	41	41	32	33	34
		/月	実績値	43	43	32	36	37	39
15	共同生活援助	人	見込値	40	39	40	42	44	44
	(グループホーム)	/月	実績値	39	41	43	45	50	58
16	自立生活援助	人	見込値				0	1	1
		/月	実績値				0	0	0
17	就労定着支援	人口					0	1	1
) ロレ/+ 「日間チ	/月	実績値				0	0	0

^{※1)}人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス

^{※2)}各年度の3月の見込値及び実績値

② 相談支援事業の利用実績及び見込量

				第4其	明障害福祉	:計画	第5期	月障害福祉	計画
No.	サービス名	<u>i</u>	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度
1	計画相談支援	人	見込値	27	27	30	30	30	30
'	自己四个政义技	/月	実績値	22	26	30	37	45	57
2	地域移行支援	人	見込値	1	1	1	1	1	1
	地域移11文版	/月	実績値	1	1	1	0	1	0
2	地域定着支援	人	見込値	0	0	0	0	0	0
3	地域足相又拔	/月	実績値	0	0	0	0	0	0

※1)各年度の3月の見込値及び実績値

③ 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

				第4其	阴障害福祉	:計画	第5其	月障害福祉	計画
No.	サービス名	1	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度
1	理解促進研修・	実施の	見込値	有	有	有	有	有	有
'	啓発事業	有無	実績値	有	有	有	有	有	有
0	自発的活動支	実施の	見込値	有	有	有	有	有	有
2	援事業	有無	実績値	無	無	無	無	無	無
2	力沙士 拉市 类	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
3	相談支援事業	固別	実績値	1	1	1	1	1	1
4	成年後見制度	実施の	見込値	有	有	有	有	有	有
4	利用支援事業	有無	実績値	無	無	無	有	有	有
5	成年後見制度法	実施の	見込値				有	有	有
J	人後見支援事業	有無	実績値				無	無	無
6	意思疎通支援	実人数	見込値	38	38	37	40	40	40
0	事業	/年	実績値	61	34	50	27	40	44

7	日常生活用具給付	等事	業	第4其	阴障害福祉	:計画	第5其	月障害福祉	計画
No.	サービス名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度
(1)	介護·訓練支援	件	見込値	3	3	3	2	2	2
	用具	/年	実績値	1	0	1	0	0	0
2	自立生活支援用	件	見込値	4	4	4	2	2	2
2	具	/年	実績値	1	2	1	1	6	2
3	在宅療養等支援	件	見込値	6	6	6	3	3	3
3	用具	/年	実績値	3	1	3	6	2	0
4	情報·意思疎通	件	見込値	6	6	6	6	6	6
4	支援用具	/年	実績値	4	8	5	6	6	6
⑤	排泄管理支援用	件	見込値	640	650	660	780	790	800
3	具	/年	実績値	735	750	776	761	741	811
6	居宅生活動作補助	件	見込値	2	2	2	1	1	1
0	用具(住宅改修費)	/年	実績値	0	0	0	1	1	0

^{※1)}各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

				第4其	月障害福祉	計画	第5期	朗障害福祉	計画
No.	事業名	È	 単位	平成	平成	平成	平成	令和	令和
140.	7.4	_	+ 1-4	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	1年度	2年度
8	手話奉仕員養	実施の	見込値				実施	実施	実施
0	成研修事業	有無	実績値			実施	実施	未実施	未実施
		延時間	見込値	600	620	640	730	750	770
9	 移動支援事業	/年	実績値	685	786	677	937	724	140
9	炒到又饭争未	実人数	見込値	11	13	15	12	14	16
		/年	実績値	11	13	10	16	11	6
		箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
10	地域活動支援	回川	実績値	1	1	1	1	1	1
10	センター	実人数	見込値	26	28	30	30	30	30
		/年	実績値	25	25	32	25	26	32
		生元	見込値	5	5	5	12	12	12
4.4		箇所	実績値	11	12	13	11	12	12
11	日中一時支援	実人数	見込値	7	8	9	6	7	7
		/年	実績値	7	5	5	4	7	3
12	声の広報等発	実人数	見込値	10	12	13	4	4	4
12	行	/年	実績値	7	6	5	3	2	3
13	自動車運転免許	実人数	見込値	2	2	2	3	3	3
13	取得·改造助成	/年	実績値	2	5	0	2	0	0
14	障害者虐待防止	実施の	見込値				実施	実施	実施
17	対策支援事業	有無	実績値				実施	実施	実施

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

④ 障害児通所支援の利用実績及び見込量

				第4其	阴障害福祉	計画	第1期	障害児福祉	业計画
No.	サービス名	<u>j</u>	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度
		人	見込値	14	17	15	11	11	11
1	 児童発達支援	/月	実績値	14	15	12	12	13	14
'	,	人日	見込値	59	62	58	36	36	33
		/月	実績値	43	43	41	49	39	74
		人	見込値	3	3	3	0	0	0
2	医療型児童発	月	実績値	2	0	0	0	0	0
	達支援	人日	見込値	9	9	9	0	0	0
		月	実績値	4	0	0	0	0	0
		人	見込値	18	18	20	52	54	54
3	放課後等デイサ	/月	実績値	27	34	53	33	31	36
3	ービス	人日	見込値	130	130	144	368	414	450
		/月	実績値	155	234	310	440	347	503
		人	見込値	16	21	23	2	2	2
4	保育所等訪問	/月	実績値	4	7	4	0	4	16
4	支援	人日	見込値	16	21	23	2	2	2
		/月	実績値	4	7	4	2	4	22
		人	見込値	-	ı	-	0	1	1
5	居宅訪問型児	/月	実績値	_	-	_	0	0	0
3	童発達支援	人日	見込値	_	-	_	0	1	1
		/月	実績値	_	-	_	0	0	0

^{※1)}人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

⑤ 障害児相談支援の見込量

				第1期	障害児福祉	止計画
No.	サービス名	j	単位	平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度
1	障害児相談支	人	見込値	11	11	11
'	援	/月	実績値	20	20	23

※1)各年度の3月の見込値及び実績値

^{※2)}各年度の3月の見込値及び実績値

議案第6号 新型コロナウイルス感染症による短期入所支援への影響について

地域活動支援センター「香美」から次の議事が提出されました。

1 現状

新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービスの短期入所支援が2年以上利用できない状態が続いている。家族の急用や急病時に、預ける先がなく困っており、同居家族も精神的に限界に来ていると訴える。在宅生活を維持していくために短期入所支援の利用は不可欠であり、ニーズは高い。本市だけでなく県下、全国的に受け入れが困難な状況となっている。

2 市自立支援協議会から県自立支援協議会への提案

新型コロナウイルス感染症の状況が、急激に改善されるとは考えられず、再び感染拡大が予想される状況化にある。そこで、短期入所支援の利用に向けて次のとおり提案する。

- ① 入所施設・グループホーム等の利用者と交差しないように、短期入所専用棟を整備し、専任職員を配置して受け入れ態勢を整えるように国又は県で予算化する。
- ② 短期入所利用は現在、事業所の判断に留まっているが、ワクチン接種や PCR 検査で陰性であること、利用開始 2 週間の行動と検温の条件をクリアしている等、利用の緩和を図るための県下一定の基準を設ける。

香美市障害者自立支援協議会委員名簿

番号	機関名等	委員職名	委員氏名	郵便番号	連絡先
-	地域活動支援センター「香美」	管理者	### %# 岡本 主業	782-0036	香美市土佐山田町1689-1
2	ウエルジョブ&キッチンやまだ	管理者	↑ サギ カスミ 尾崎 和美	782-0035	香美市土佐山田町百石町1-14-9
က	かがみの育成園	園 長	//マダ アキラ 演田 明	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660
4	障害者支援施設 白ゆり	サービス管理責任者	新属 發举	782-0016	香美市土佐山田町山田1192
5	放課後等デイサービス すきっぷ	代表者	中非 京難	782-0034	香美市土佐山田町宝町1-1-24
9	香美市身体障害者連盟	会長	福島 富雄	782–0031	香美市土佐山田町楠目3408番地1
7	香美市社会福祉協議会	会長	加多 光光	782–0041	香美市土佐山田町262-1
8	香美市知的障害者相談員		对	782–0072	香美市土佐山田町有谷81
6	同仁病院	相談員	*************************************	782-0035	香美市土佐山田町百石町2-5-20
10	香美市商工会	女性部長	七 船 買工	782-0034	香美市土佐山田町宝町2丁目2番27号
Ξ	高知公共職業安定所香美出張所	所長	医秦 <u>第</u>	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10
12	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	から 高橋 住宏	783-0005	南国市大埔乙2305
13	高知県立山田特別支援学校	副校長	幸 見 猛中	782–0016	香美市土佐山田町山田1361
14	高知県中央東福祉保健所	所長	<u>約ずき</u> 竹崎 恵彦	782–0016	香美市土佐山田町山田1128-1
15	香美市教育委員会	指導主任	*************************************	782–8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1
16	香美市健康介護支援課	課長	☆☆ こずゑ	782–8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1
17	香美市福祉事務所	所長	かた。 かけ 中山 泰仁	782–8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1
18	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	*マナカ とほうチ 山中 博通	782–0041	香美市土佐山田町262-1(社協内)
19	香美市婦人会	副会長	タカカフ ヨシェ 立川 徳江	781–4216	香美市土佐山田町326番地31
$ \stackrel{\sim}{\gg} $					
	職名		氏 名	郵便番号	連 絡 先
高知	高知県相談支援アドバイザー		(注)	781–5452	香南市香我美町下分684-1 地域活動支援センターあけぼの
₩					
	担当部署	職名	呀		住所
		社会福祉班長	ווויד		:
	香美市福祉事務所	社会福祉係技幹	D	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1
		社会福祉係主幹	相 宋記 宋記		
			ı		

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日 告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱(平成19年香美市告示第115号)の全部を改正する。 (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに 関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会(以下「協議会」とい う。)を設置し、本市における障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の自立生活を支援 することを目的とする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
 - (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 障害者の就労促進に関すること。
 - (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
 - (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
 - (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項 (組織)
- 第3条 協議会は、次に掲げる機関(以下「関係機関等」という。)で組織する。
 - (1) 委託相談支援事業所
 - (2) 障害福祉サービス提供事業所
 - (3) 障害児通所支援事業所
 - (4) 障害児(者)団体等関係者
 - (5) 保健、福祉及び医療関係機関
 - (6) 就労支援及び雇用関係機関
 - (7) 教育関係機関
 - (8) 県及び市行政関係部署等

(9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

- 第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。
- 2 全体会は、関係機関等の代表者(以下「全体会の委員」という。)で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者(以下「専門部会の委員」という。)で構成する。

(全体会)

- 第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部 会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。
- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (専門部会)
- 第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。
- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日告示第39号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月22日告示第64号)

この告示は、令和元年9月1日から施行する。